

令和3年6月2日

保護者の皆様へ

大阪府立八尾北高等学校  
校長 岡本 泰弘

### 府立学校における6月1日以降の緊急事態宣言下における部活動について

梅雨の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申しあげます。

さて、皆さまご存じの通り、大阪府が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言期間が5月31日までから6月20日まで再延長されました。

つきましては、6月1日以降の緊急事態宣言期間の府立学校における部活動等について、大阪府教育庁からの通知を踏まえて下記のとおり実施いたします。学校としては万全の感染症対策を続けてまいりますので、ご家庭におかれましても、引き続き健康観察、登校前の検温や健康管理、マスクの着用、手洗い・手指消毒の励行など感染防止対策を行った上で、登校をお願いいたします。

### 記

大阪府教育庁の府立学校への指示（抜粋・要旨）

#### ■部活動

・原則休止

#### 1 公式な大会やコンクール等への参加及び参加に向けた活動

十分な感染症対策が講じられている公式な大会やコンクール等については、主催者による感染症対策を確認の上、参加することも差し支えない。

暑熱順化に必要な期間を含め、活動開始を大会等期間の初日から起算して5週間前とし、段階的に活動を行う。

##### ア 第1段階（活動開始の2週間）

平日1時間以内の活動とする。暑熱順化を意識した活動とし、活動内容は段階的に高めていく。

##### イ 第2段階（大会直前の3週間）

平日1時間以内、休日3時間以内の活動とする。

なお、前回大会等の終了後、活動のない期間が1か月以上にわたる部活動については、筋力回復に要する期間として、必要に応じて、さらに1週間前（大会期間の初日から起算して6週間前）から平日2日、1時間以内で活動してもよい。

#### 2 公式な大会等がなく4月15日以降活動ができていない文化部（同好会等を含む。）

平日1時間以内の活動とする。

#### 【本件問合せ先】

大阪府立八尾北高等学校

教頭 雑賀 範子

TEL 072-998-2100（代表）